

令和3年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和3年 9月 3日 午前9時30分開議

- 議長 おはようございます。
本日、令和3年第3回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 々 これより、令和3年第3回川本町議会定例会を開会いたします。
それでは、ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、7番植田議員、8番片岡議員を指名します。
- 々 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。
その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日3日から9日までの7日間とし、本日は、諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑までを行います。質疑は各会計決算認定議案を除いた全議案であります。
- 々 次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託し、6日から7日まで2日間の審査予定としております。
- 々 本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会を開催し、その終了後、議会運営委員会を開催、その終了後、産建町民常任委員会を開催する予定としております。
- 々 8日は、午前9時00分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。
- 々 最終日の9日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。
- 議長 以上、この予定表(案)のとおり決することに、ご異議ありませんか。

- 議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日3日から9日までの7日間とすることに決定しました。
- 々 なお、一般質問の通告は、本日の午後1時00分までとしておりますので、申し上げます。
- 々 お諮りいたします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣」の件とおりでありますので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 おはようございます。令和3年第3回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、豪雨災害の状況について申し上げます。
梅雨末期7月12日の集中豪雨、8月9日の台風9号の影響による豪雨、さらには、8月13日からの江の川の増水により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

番外
野坂町長

とりわけ、江の川流域では、平成30年7月の西日本豪雨、昨年7月の氾濫に続き、4年間で3度目の被災となりました。

8月23日に、因原地区の内水被害を調査していただきました丸山知事や、田中県議会議長、邑智郡選出の福井県議会議員をはじめとする県議会議員に対しまして、江の川本川の治水対策の加速化に加えて、内水対策の抜本的改善を国に対して要請をいただくよう、飯田議長、そして地元の植田議員、中平議員とともに強く訴えたところであります。

また、9月13日は、丸山知事のリードのもと、流域の首長とともにオンライン形式により、中国地方整備局に対し緊急要望を行ってまいります。

内水排除対策につきましては、こうして国に対して、抜本的な能力増強に向けて働き掛けてまいります。来年の出水期に備え、国の能力を補完しながらも経年している町が整備したポンプの更新に掛かる費用を、9月補正予算案として、今議会に提出しております。

次に、避難情報の発令状況について申し上げます。

避難勧告と避難指示が一本化され、本年5月に施行された改正災害対策基本法の趣旨に則り、7、8月に3回、いずれも早めの避難指示を発令いたしました。消防団の方々や対象となった自治会の皆様のご協力のもとで、避難所開設や避難者の支援などを行うことができました。

次に、8月の豪雨による被害の状況について申し上げます。

家屋の一部損壊や床上浸水が発生し、特に因原地区で発生した内水による冠水の影響により、商業店舗等への浸水が発生しました。

道路や河川及び農地などでも、多数の被害が発生しておりますので、今後、国・県の措置の活用、もしくは町単独での予算措置などにより、被災者の支援や復旧に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

々

次に、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」と述べさせていただきます）この対策について申し上げます。

デルタ株の猛威も加わった感染症の拡大に対応するために、7月12日に東京都を対象に政府から発出されました、4度目となります緊急事態宣言は、その対象が21都道府県に拡大され、期限も9月12日まで延長されております。

依然として、この感染症の収束の兆しが見えない中で、重要となりますワクチンの接種状況ですが、国から示された優先順位に沿って実施しており、現在、19歳から40歳代までの2回目の接種を行っております。

9月中には、希望される方々への接種が終了するものと見込んでおりますが、来年2月末までが実施期間とされておりますので、引き続き、未接種の方々に対して接種を勧奨してまいります。

このたび、感染症の影響を受けている事業者支援に向けまして、町内での消費を喚起するため、町民の皆様1人当たり1万円分の「かわもと景気回復

番外
野坂町長

応援券」を1,651世帯、3,179部お届けいたしました。

8月には、この取り組みに併せて、商店会により利用促進に向けた売り出し企画も実施されるなどしており、町民の皆様には期限としております10月末までのご利用をよろしくお願い申し上げます。

また、今年度、感染症の拡大により大きな影響を受けている飲食・宿泊業に対しては、一律10万円を上乗せして交付するよう支援を拡充しました、この経営持続化補助金につきましては、8月末時点で飲食・宿泊業の10事業者を含む17事業者に交付いたしております。

々

次に、主要地方道川本波多線川本工区について申し上げます。

このたび、県から川本工区に係る3つのルート案が提示されました。

6、7月には町も同席の上、県により町内3会場及び商工会で地元説明会が開催され、町においても「まちづくり意見交換会」において、「特定テーマ」として取り上げるなどして、町民の皆様からご意見をいただきました。

県により、当初の案が示された平成5年度からは、既に30年近くが経過しておりますが、本町を取り巻く環境が激変してきた中であっても、町民の皆様のご関心は高く、3ルート以外の提案なども含めて様々なご意見が県に寄せられました。その内容は、8月上旬に県により町内全戸に配布されました「川本工区ニュース第2号」に記載されているとおりであります。

今定例会では、こうしたご意見を踏まえた上で、町としてとりまとめた意見を述べさせていただき、議員の皆様から総合的にご意見をお聞きした上で、今後、県に対して整備を要請してまいりたいと考えております。

々

次に、令和3年度の普通交付税の算定結果について申し上げます。

普通交付税につきましては、19億460万6千円で、対前年度7.8%、1億3,819万円の増額となりました。また、臨時財政対策債の発行可能額は7,746万4千円で、対前年度32.7%、1,907万円の増額となりました。臨時財政対策債を合わせると19億8,207万円で、対前年度8.6%、1億5,726万円の増額となっております。

その要因は、新たな費目とされました地域デジタル社会推進費5,148万5千円の皆増によるものです。地方債の元金償還に伴う算入額を除く、実質の普通交付税についても対前年度9.7%、1億3,724万6千円の増額となります。

々

なお、当初予算と比較すると、普通交付税は1億7,863万円の増額、臨時財政対策費発行可能額は662万6千円の増額となりました。普通交付税の増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額への充当を予定しております。

々

次に、令和2年度の決算についてご報告申し上げます。

番外
野坂町長

はじめに、令和2年度の普通会計支出額は、51億4,096万1千円で、前年度より11.7%増加しております。

要因としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業2億681万5千円や、特別定額給付金事業3億2,963万5千円等の新型コロナウイルス感染症関連経費の支出を要したことがあげられます。

実質収支額は5,782万5千円の黒字で、元年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、2,157万4千円のプラス、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支も2,387万4千円のプラスとなりました。

基金につきましては、財政調整基金230万円、減債基金475万円、公共施設等総合管理基金2,588万4千円、ふるさと思いやり基金1,175万8千円等の積み立てを行いました。公共施設等総合管理基金を活用して、公営住宅屋上防水工事等を実施したことにより、2年度末の基金残高は22億4,264万5千円となり、前年度末より432万4千円減額しました。

地方債につきましては、8億1,277万1千円の借入れを行い、令和2年度末地方債現在高は、前年度より3億3,965万2千円増の52億2,035万1千円となりました。

経常収支比率は、前年度より4.2ポイント減の88.4%となっております。

々に
次に、財政健全化を判断する4つの指標について申し上げます。

はじめに、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、いずれも黒字決算であるため数値は生じておりません。

「実質公債費比率」は、前年度より1.0ポイント増の9.1%となり、「将来負担比率」は、前年度より9.1ポイント増の18.5%となりました。

々に
それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々に
まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々に
はじめに、住民主体の地域づくりの推進について申し上げます。

8月から、地域のあり方や各地域の将来像を基本として、10会場で地区別座談会を開催しているところです。

今後、地域の皆様が主体となった将来ビジョンや、具体的な活動計画の策定へ繋げてまいります。

々に
次に、公共交通の充実について申し上げます。

移動手段の維持、充実に向けて、現在実施している生活交通実態調査の結果を基に、現状の課題等を整理した上で、各地域の特性や通院、通学等の利

番外
野坂町長

用者のニーズに対応した利便性、効率性の高い移動手段の再構築に取り組みます。

とりわけ、地域内の移動手段の確保については、エリア毎の将来ビジョンや活動計画策定時の話し合い等を通じて、町民の皆様同士の助け合い交通等、多様な交通手段の導入可能性を検討してまいります。

々

次に、移住・交流の推進について申し上げます。

コロナ禍における取り組みとして、「公益財団法人ふるさと島根定住財団」主催のオンラインイベントに参加するとともに、「かわもと暮らし」による、きめ細かなオンライン相談会やメール等により、4月から8月までに50件ほどのご相談を受けております。

また、今年度も出身者応援宅配事業として、町外で生活している若年層の方々を対象に、町内産米を発送しています。

こうした取り組みを通じて、町への愛着を深めていただき、将来のUターンに繋げてまいります。

々

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町の高齢化率は、8月末現在で44.7%となり、前年同期と比較して0.2%減となっております。

90歳以上の方は170人で、総人口に占める割合は、5.4%となっております。また、今年100歳以上となられる方は男性1人、女性8人で、町内の最高齢者は108歳の方であります。

長寿をお祝いし、90歳の方40人、95歳の方12人、100歳以上の方9人へ記念品を贈呈するとともに、今年度100歳を迎えられる6人の方へは、内閣総理大臣からの記念品を伝達させていただきます。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、農作物の作柄について申し上げます。

今年度産米の作柄は、出穂期での台風被害や大雨に伴う水田の冠水により、品質、数量とも例年より悪化するものと見込まれます。

エゴマにつきましては、梅雨明け以降8月上旬までが高温となった一方で、その後の降雨の影響が心配されましたが、昨年度のような生育不良は見受けられず、作柄は平年並みと見込まれます。

々

次に、担い手対策について申し上げます。

企業と連携した就農プランに、1名の応募がありました。農業や町づくりにも極めて意欲的でありましたので、来年度から地域おこし協力隊として本町に入ってもらえるよう、アプローチを重ねてまいります。

番外
野坂町長

農業者の高齢化により、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織が減少している中、6月に町内の全活動組織が参加した広域連携組織が設立されました。

これにより、事業に必要な事務が簡素化され、水路などの修繕等が行える長寿命化に、全ての組織が取り組むことが可能となり、地域農業と農地の維持が図られるものと期待しています。

また、三原地区での広域連携法人によるドローンによる共同防除が、7月下旬から8月中旬に行われ、真夏の農作業の大幅な省力化が実現しております。

々

次に、特産品の進行について申し上げます。

戦略的ブランドであるエゴマにつきましては、8月末現在で54件、昨年は2.4ヘクタール増の21ヘクタールの作付け申請がありました。

昨年度から、JA島根おおち地区本部と連携し、奨励作物として振興しているピーマンは、生産者が21人と増えています。

また、サルによる被害は受けにくいことから、本町のような被害が多い地域には有効的な農作物でありますので、今後もJAや県と連携し特産品の振興を行ってまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

このたび、本町の松田美知子さんが、第68回全国乾椎茸品評会に県代表として出品され、林野庁長官賞を受賞されました。島根県からの入賞は42年振りの快挙であり、松田さんご夫妻の優れた乾椎茸生産技術が全国で認められたことは、町の誇りであると深く感銘を受けております。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

サルやイノシシなどの鳥獣被害が、農作物だけでなく人々の生活環境にまで及んでおり、駆除・防御・追い払いを併せた、対策が不可欠な状況にあります。

対応するため、電気柵の設置や効果的な追い払いに関する講習を行います。また、地域の方々と相談を重ね、それぞれの実状に合った防除計画を作成するとともに、全国の先進的な対策事例を調査・研究し、今後の有害鳥獣対策に活かしてまいります。

々

次に、森林環境整備事業について申し上げます。

3年目となっている森林経営管理法による事業では、昨年度から進めております谷戸地区の森林について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を、県と県森林協会森林経営推進センターで選定いたしました。

今後は、選定された業者と具体的な施業計画である経営管理実施権配分計画を策定し、施業に取り組みます。

番外
野坂町長

次に、桜の植栽による景観の整備について申し上げます。

株式会社三協から寄贈された河津桜500本を、町道三原古市線沿線に植栽しました。

今後も、寄贈された苗木を町道三原古市線を中心に植栽していくとともに、町民の皆様の憩いの場として、更には、町外から多くの方々が訪れるスポットとなるよう整備してまいります。

また、同社島根川本工場への進入路ともなる、町道三原古市線の整備に伴う南佐木地区での残土処理が、今年度末に完了いたします。

三原地区の中心地に生まれる新たなスペースについて、今後の有効利用構想の策定等に必要な費用を、9月補正予算案として今議会に提出しております。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

新規開業・開店などに要する経費を補助する「地域商業等支援事業」について、8月末までに1件交付決定いたしました。

引き続き、新規創業者を呼び込み、まちの賑わいの創出に向けて支援してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

先に観光協会が実施した、レールバイク乗車体験・朝ヨガの実施や、結婚式の前撮りなどのイベントやロケ地として、町内外から多くの方々に旧JR石見川本駅をご利用いただきました。

今後も、町内の資源を活用した魅力あるメニューを造成・提供し、さらなる誘客に取り組んでまいります。

々

次に、誘致企業の支援について申し上げます。

現在、32名の方が就業しておられますが、今後の事業拡大に向けて更なる人材確保が最優先課題とされている三協川本工場は、昨年度に引き続き、県の人材確保支援サポート事業の対象として選定されました。町といたしましては、県や関係機関と連携しながら採用活動を支援してまいります。

また、このたび県議会農林水産商工委員会が来町され、平成30年4月から町内でテレワークオフィスを運営しておられる有限会社 Will さんいんの取り組みを視察されました。

中山間地域において、テレワークという場所と時間にとらわれない、柔軟な働き方を先駆的に展開している業態が注目されてのことであり、町といたしましても、ポストコロナを見据え、同社の取り組みが一層町内外に広がるよう支援してまいります。

々

つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。

番外
野坂町長

はじめに、子育て支援について申し上げます。

感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から、児童一人あたり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の対象30世帯に対する、総額255万円の給付が完了しております。

々に、学校教育について申し上げます。

中学校は8月26日から、小学校は27日から2学期が始業しました。残暑の中、熱中症と感染症対策に十分配慮しながら、今学期の学校教育活動を進めてまいります。

中学校吹奏楽部は、7月30日に益田市で開催された全日本吹奏楽コンクール島根県大会・小編成の部において、最優秀賞に輝き、2年連続で中国大会へ出場しました。

8月22日に松江市で開催された中国大会で、見事に金賞を受賞した健闘を称え、今後、益々の活躍を大いに期待するところです。

々に、教育環境の整備について申し上げます。

今年度の学校施設改修事業は、中学校の体育館屋根、トイレ洋式化などの工事を夏季休業期間中に実施いたしました。

また、小・中学校で実施した長寿命化にかかる躯体調査の結果に基づき、中・長期的な視点から、今後の学校施設のあり方について検討してまいります。

々に、社会教育について申し上げます。

町内での野外体験活動を通して、子ども達が地域の魅力を発見することを目的に実施している「かわもとサマーキャンプ」を、7月末から8月末にかけて3日間の日帰りキャンプとして、実施いたしました。

川遊びや野菜収穫体験、江の川でのSUP（サップ）やカヌー体験など、延べ48名の小学生が参加したほか、地域の方々や高校生・大学生に加えて、多くの中学生も支援者として参加し、体験活動を通じた世代間の交流の場にもなりました。

々に、成人式について申し上げます。

今年度の成人式は8月14日に開催予定としておりましたが、感染症が全国的に爆発的な広がりを見せる状況を踏まえ、やむなく延期することといたしました。

開催日につきましては、現在、検討中ですが、感染症の状況を見据えながらできるだけ早期に決定してまいります。

々に、人権教育について申し上げます。

番外
野坂町長

8月19日に、同和教育推進協議会の総会を開催し、その後の研修会では、浜田市在住の山崎^{やまさきひさまつ}壽松さんを講師に迎え『委員の責務として同和問題に理解を』と題して、ご講演いただきました。

ご自身が身近で感じられた差別の実態や、関係者の思いを丁寧にお話いただき、正しい知識を正しく学び、差別の現実を学び続けていくことの大切さを考える貴重な機会となりました。

々 次に、文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館では、8月8日に今年度2回目の「悠邑名画シアター」として、映画上映を行い多くの方々にお楽しみいただくことができました。

今後、年度内に2回の上映を予定しておりますが、感染症対策のガイドラインに従い、安全に配慮して実施してまいります。

々 次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

7月30日、益田市で開催された全日本吹奏楽コンクール島根県大会において、吹奏楽部が金賞を受賞し11年ぶりの県代表となりました。8月22日に松江市で開催された中国大会においても、金賞受賞という嬉しいニュースとなりました。

カヌー部においては、8月に福井県で開催された「全国高等学校総合体育大会」に出場し、カヌースプリント・カヤックフォア200mで優勝するなど、優れた成績を収めました。

また、本日からポルトガルで開催されているカヌースプリントのジュニア世界選手権に3名が出場しており、日本代表としての大いなる活躍を期待しています。

8月2日に開催された第1回オープンスクールには、県内の中学生を中心に190名の参加があり、多くの中学生に授業や部活動を体験していただく機会となりました。

コロナ禍における県外中学生への情報発信は、県教育委員会等と連携し、オンラインでの学校説明会や個別相談会により対応しているところです。

また、近隣中学校の保護者向け学校説明会を各地域に出かけ実施します。

引き続き、島根中央高校の特色や魅力を多くの中学生や保護者へ知っていただけるよう取り組んでまいります。

々 つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、道路事業について申し上げます。

町道事業では、町道田原絵堂線測量設計業務を発注しております。

町道中倉日向線道路改良工事は、8月末に完了し、9月中に供用を開始します。

番外
野坂町長

三島三谷線落石対策工事については、今年度末の完成を目指して進めております。

県道事業では、主要地方道川本波多線多田トンネルが完成し、8月に供用開始されております。

川本大橋川本側の歩道拡幅工事は、歩道部分について9月中に供用開始される予定となっております。

々 次に、簡易水道について申し上げます。

因原地区、一般県道別府川本線沿いの配水管布設工事について、10月末を完了予定としております。

々 次に、治水対策について申し上げます。

本町の無堤防地区の治水対策につきましては、令和3年度中に国土交通省が「江の川中・下流域マスタープラン」の素案を策定し、事業手法が示される予定となっております。

谷地区につきましては、地元協議会からの要望や「第6次総合計画」を踏まえ、庁内にプロジェクトチームを設置し、今後、地元協議会・国・県と連携し、地域づくり構想を今年度内に策定してまいりたく、必要な費用を9月補正予算として今議会に提出しております。

国及び県への要望としましては、8月2日には「江の川下流域治水期成同盟会」の構成員として、県及び県議会に対し要望を行っております。

また、9月に本町単独で、浜田河川国道事務所に対して、10月には無堤防地区の早期着工に併せて、川本堤防の嵩上げについても県及び県議会に対して強く要望してまいります。

なお、江の川増水時の対策として、来年度の出水期までに瀬尻・久料谷地区、谷地区については、国により応急対策工事が行われる予定となっております。

々 次に、災害復旧事業について申し上げます。

令和3年7月豪雨災害関係につきましては、公共土木施設災害は、道路1件、農地1件、農業用施設災害は1件、林地崩壊災害は2件となっております。

いずれも10月に災害査定が行われる予定です。

々 次に、環境衛生について申し上げます。

7月1日に、風水害や地震などの災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理等の協力に関して、境港市の総合リサイクル業の三光株式会社と協定を締結いたしました。

民間事業者との連携・協力体制を強化することにより、災害時の迅速な対応や復旧に繋げてまいります。

番外
野坂町長

つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々

はじめに、令和2年度町税等の収納状況について申し上げます。

個人町民税の収納率は99.8%で、対前年度0.1%の増。滞納繰越分を合わせた収納率は98.4%で、対前年度0.5%の増。今年度への累計繰越額は159万円となっております。

固定資産税の収納率は98.0%で、対前年度0.2%の減。滞納繰越分を合わせた収納率は92.5%で、対前年度1.0%の増。今年度への累計繰越額は1,076万円となっております。

軽自動車税の収納率は98.6%で、対前年度1.0%の増。滞納繰越分を合わせた収納率は95.7%で、対前年度0.2%の増。今年度への累計繰越額は56万円となっております。

国民健康保険税の収納率は98.1%で、対前年度比0.6%の増。滞納繰越分を合わせた収納率は87.6%で、対前年度2.1%の増。今年度への累計繰越額は657万円となっております。

後期高齢者医療保険料の収納率は99.8%で、対前年度比0.1%の増。滞納繰越分を合わせた収納率は99.7%で、対前年度0.1%の増。今年度への累計繰越額は14万5千円となっております。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

8月末現在のふるさと納税寄付額は、前年対比で14%減の474万円となっており、この内、防災活動のために受け付けた「ガバメントクラウドファンディング」では32件、62万円の寄付をいただいております。

返礼品開発では、寄付者のニーズに幅広く対応し町内産品をPRするため新商品及び新規事業者を追加しております。

また、新たに設けた8月豪雨災害支援の枠には、19件、22万円の寄付をいただいております。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件4件、予算案件4件、決算案件5件、その他案件3件であります。

後ほど、担当課長からこれらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

ここで、暫時休憩といたします。再開は午前10時25分より行います。
(午前10時12分)

々

会議を再開します。
(午前10時25分)

- 議長 お諮りいたします。
- この際、日程第5、「議案第48号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第20、「議案第63号、町道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。
- 々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。
- 々 日程第5、「議案第48号」から、日程第7、「議案第50号」について説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。
- 番外湯浅総務財政課長 それでは、「議案第48号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。
- 改正内容につきましては、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。
- 今回の改正は、この条例が引用している番号法の改正によりまして、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が内閣総理大臣に変更されたため名称が変更されるものと、条例が引用する法律の第19条の号が繰り下がることによる改正でございます。
- 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 々 次に、「議案第49号、川本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。
- 改正内容につきましては、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。
- 今回の改正は、先ほどの議案の条例改正と同様に、番号法が改正され、第19条に号が追加されたため、本条例も引用する号が繰り下がることによる改正でございます。
- 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 々 次に、「議案第50号、川本町地域活性化基金条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。
- 提案理由でございますが、この条例は、当該基金の設置目的である「き

番外湯浅総務財政課長

め細やかな交付金事業」及び「住民生活に光をそそぐ交付金事業」が終了しているため、基金を廃止するものであります。

この条例は、平成21年度、22年度と国からの交付金により対象事業の実施と当該基金の積み立てを行い、その基金を活用して事業を実施したものであります。

基金につきましては、対象事業を平成24年度までに実施し、基金残高はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第8、「議案第51号」について説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長

「議案第51号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。説明資料3ページをご覧ください。

「1 改正の理由」ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、マイナンバーカードの発行主体が、市区町村から「地方公共団体情報システム機構」となり、市区町村が徴収しているマイナンバーカードの再交付に係る手数料については、機構が徴収等を行うこととされました。このため、川本町手数料徴収条例の一部改正を行うものでございます。

「2 改正の概要」ですが、本条例の第2条にある、マイナンバーカードの再交付手数料に係る規定について、1枚につき800円を削除いたします。

「3 再交付手数料の徴収事務」は、参考として、改正後の取り扱いを示しております。徴収事務は、機構が町に委託します。町は、マイナンバーカードを再交付した際、これまでと同じように、役場窓口で手数料を申請者から受け取ります。よって、住民の方の窓口での手続きの流れは変わりません。会計処理上は、歳入とはせず、歳入歳出外現金として収納します。その後、機構からの請求に基づき、機構へ納付します。

なお、再交付にあたり手数料が発生するのは、カードを紛失した場合などです。

施行期日は、公布の日からです。

なお、裏面4ページには、参考資料ですが、今回の改正は右側に示しておりますマイナンバーカードです。このうち朱書きの部分「再交付 800円」を、条例から削除するものです。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第9、「議案第52号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「議案第52号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第4号）」について、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,329万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,267万4千円とするものです。

今回の補正予算の主なものは、各事業の事業費の変更、新規・拡充や普通交付税の交付額が決まったことなどによるものでございます。

まず、資料22ページをご覧ください。歳出から説明いたします。

2款、総務費では、財政調整基金の積み立ては、本年度の普通交付税の交付決定により、当初予算で見込んだ額より増額となったため、今回の補正の歳入歳出予算の調整後の、全体としての差引額を積み立てることとし、7,160万円。公共施設等総合管理基金積立金は前年度の繰越金の半額を積立てることとしており2,900万円。そのほか、悠邑ふるさと会館の空調設備修繕、邑智郡総合事務組合負担金の増などを計上しております。

3款、民生費では、事業費精算による過年度分の国と県の支出金の返還1,441万円。

4款、衛生費では、本年度分、邑智郡総合事務組合の事業費減による負担金減額301万3千円などを計上しております。

6款、農林水産業費では、多面的機能支払交付金は、協定組織の一元化により、加算措置の対象となったため254万7千円。弥山荘の加圧給水ポンプは、経年による故障により交換が必要なため206万4千円。

7款、商工費では、河津桜の本年度植栽予定の事業費600万円と、南佐木の町道三原古市線残土処理場の整備事業構想図策定の経費115万1千円を計上しています。

9款、消防費では、経年劣化している因原地区内水排除用ポンプの更新による整備費880万円。

10款、教育費では、学校給食への地産地消を推進するため、学校給食会への補助70万円など。

11款、災害復旧費では、町単独の災害復旧事業の現場技術支援業務委託として1,138万4千円などとなっております。

ひとつ前の21ページをご覧ください。歳入を説明いたします。

1款、町税につきましては、今年度の調定見込みに伴う補正でございませぬ。

9款、地方特例交付金、10款、地方交付税につきましては、今年度の交付見込額の確定に伴う補正です。

14款、国庫支出金につきましては、過年度精算に伴う追加交付分などです。

15款、県支出金につきましては、多面的機能支払交付金は、先ほどの支出での交付金の加算措置による増額172万1千円。その他、過年度精

番外湯浅総
務財政課長

算に伴う追加交付分などとなっております。

18款、繰入金では、財政調整基金の繰入については、今回補正の財源調整により、現予算額の全額である1億2,599万円を減額します。

そのほか、ふるさと創生事業資金積立金、ふるさと思いやり基金からの繰入を予定しております。

19款、繰越金は、前年度の決算に伴う繰越金5,782万4千円。

20款、諸収入につきましては、事業費精算に伴う過年度分の事務組合負担金返還金254万1千円。「地域活性化センターかわもと」残余財産処分金は、令和2年度末の解散、その後の清算終了によるものでございます。

21款、町債につきましては、公共土木施設単独災害復旧事業債1130万円。因原の内水排除ポンプ更新費用に充てる、湛水防除施設整備事業債880万円などを計上しております。

資料23ページをご覧ください

上段には、先ほど説明いたしました地方債の補正を計上しておりまして、補正後の令和3年度の起債の限度額は7億6,546万4千円となっております。

下段には、先ほど説明した基金の補正を反映させた、基金の状況をあげておりますが、年度末の基金残高は、総額で22億3,936万5千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

今回の補正の内、主要事業について説明いたします。

はじめに、河川整備と一体となった谷地区の地域づくり構想策定支援事業についてです。

1の現状と課題及び必要性についてでございますが、谷地区は、度重なる被災を受けており、将来にわたり持続可能な地域であり続けるためには、国・県による治水対策の導入が不可欠であります。また今後、県が策定する「河川整備計画」、国が策定する「江の川中下流域マスタープラン」に、谷地区からの要望を踏まえた「地域づくり構想」を反映したものとなるよう体制を構築することが急務であり、これらを進めるにあたっては、「地域づくり」の観点が必須です。3の概要のところになりますが、構想の策定に当たりましては、庁内に設置したプロジェクトチームにより支援してまいります。4、予算額につきましては、120万3千円で、ふるさと思いやり基金を活用し、構想策定のための検討資料となる、谷地区まちづくり構想図を作成します。

次に、「桜等景観構想」策定支援事業についてでございます。

1の現状と課題及び必要性では、三原地区に進出の株式会社三協は、川本町と会社の持続発展のために、観光や地元住民の憩いの場の創設など、地域活性化の構想を持っておられ、これまでも河津桜の寄贈や、多額の寄付をいただいております。町道三原古市線沿いには、多数の地元住民と連

番外湯浅総務財政課長

携し、桜の植栽を行うなどしておりました。今後、南佐木地区での残土処理場の有効利用に向け、三協の想いや地元の意見を踏まえ、構想が策定され整備していくための支援が必要でございます。2の目的及び3の概要の部分になりますが、地元や三協との協議を踏まえながら、庁内のプロジェクトチームにより、残土処理場の有効利用構想を策定します。4の予算ですが、三協の寄付を積み立てている、ふるさと創生事業資金積立金を活用し実施いたします。

次に、因原地区内水排除用ポンプの更新についてでございます

1の現状と課題などでございますが、因原地区は、重要な幹線道路の国道261号線や、高齢者施設、商業施設が集積していることから、水害時の排水対策は重要であります。現在、表に記載してある通りの、国、町での対策をしております。国によるポンプの能力が主となっており、また、近年、2度被災していることから、国には能力増強を働きかけてまいりますが、経年している町のポンプも更新し、出水期への対応は不可欠であります。

また、ポンプの近年の操作実績は記載のとおりで、ほぼ毎年稼働させております。2の目的、3の概要としまして、いま述べましたように、因原地区での内水排除の確実な実施のため、仏谷川、天王寺川の末端に設置してあります計4台の内水排除用ポンプの更新をするものであります。予算額は880万円で、財源として、緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長

次に、日程第10、「議案第53号」から、日程第11、「議案第54号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第53号、令和3年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ476,326千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。8ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款、総務管理費については、邑智郡総合事務組合負担金減額等により、55千円の減額。8款、保健事業費ではヘルスアップ事業関連経費として74千円を追加。9款、基金積立金については、前年度繰越額の1/2、2,285千円を積み立て。11款、諸支出金については、前年度実績によります保険給付費等交付金返還金など906千円を追加しております。

歳入につきましては、1款、国民健康保険税は本算定により1,540

番外櫻本健
康福祉課長

千円を減額し、8款、県補助金には保険者努力支援制度ヘルスアップ事業分として74千円を追加。13款の繰入金は基金繰越金一般会計繰入金あわせて584千円の減額。14款、前年度繰越金4,568千円を計上し、15款、諸収入に保険給付費等交付金返還金692千円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、「議案第54号、令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ70千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143,800千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。5ページをお開きください。

歳入の欄をご覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料は、本算定により特別徴収保険料が1,371千円の増額、普通徴収保険料は1,459千円の減額で、計88千円を減額しております。4款、事務費繰入金35千円の減額については、歳出総務費において邑智郡総合事務組合負担金減額等により同額を減額しているものです。5款、前年度繰越金として53千円を計上しており、保険料減額分とあわせ、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で35千円の減額としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

次に、日程第12、「議案第55号」について説明を求めます。
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長

「議案第55号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,736千円とするものでございます。

予算説明資料の最後のページをお開きください。

今回の補正は、令和3年7月豪雨に伴う修繕費の増額、これは小谷水源池ろ過池への土砂流入に伴うものでございます。備品購入、これは組み立て式給水タンク容量1tを2基に伴うものでございます。

まず歳出におきましては、一般管理費として1,940千円の増額、水道事業基金積立金として、前年度の繰越金が確定しましたので、2分の1以上の額、2,100千円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入におきましては、繰越金として、前年度繰越金4,040千円を計上するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 続いて、日程第13、「議案第56号」から、日程第17、「議案第60号」について説明を求めます。番外高砂会計室長。

番外高砂会計室長 「議案第56号」から「議案第60号」について、一括ご説明申し上げます。

本議案は、令和2年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算認定で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。

それでは、各議案について説明させていただきます。

最初に、「議案第56号、令和2年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

決算書の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、調定額、52億6千882万3千169円に対しまして、収入済額は、52億3千297万1千680円となっております。不納欠損額につきましては、528万7千607円。収入未済額につきましては、3千56万3千882円となっております。

続きまして歳出でございますが、4ページをお開きください、

支出済額は、51億4千96万951円。翌年度繰越額は、3億1千466万円。不用額は、8千282万3千49円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書でございますが、5ページをお開きください。

3番目の、歳入歳出差引額は、9千201万729円。翌年度へ繰越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額3千418万6千円を差引いた実質収支額は、5千782万4千729円であり、この金額が繰越金となっております。

々 続きまして、「議案第57号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

決算書の1ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、調定額、5億303万9千77円に対しまして、収入済額、4億9千574万6千172円となっております。不納欠損額につきましては、73万5千800円。収入未済額については、655万7千105円となっております。

続きまして歳出でございますが、2ページをお開きください。

支出済額は、4億9千117万7千860円。翌年度繰越額はございません。不用額は、860万5千140円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。

3番目の歳入歳出差引額は、456万8千312円で、翌年度へ繰越す

番外高砂会
計室長 べき財源はございませんので、実質収支額は、456万8千312円となっております。

々 続きまして、「議案第58号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。
決算書の1ページをお開きください。
まず、歳入でございますが、調定額、1億4千387万7千632円に対しまして、収入済額は、1億4千381万5千792円。収入未済額については、6万1千840円となっております。
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。
支出済額は、1億4千376万3千502円。翌年度繰越額はございませんので、不用額は、201万7千498円となっております。
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。
3番目の歳入歳出差引額は、5万2千290円で翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、5万2千290円となっております。

々 続きまして、「議案第59号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。
決算書の1ページをお開きください。
まず、歳入でございますが、調定額、2億4千5万2千81円に対しまして、収入済額は、2億3千826万5千442円。収入未済額については、178万6千639円となっております。
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。
支出済額は、2億3千422万4千611円。不用額は、687万389円となっております。
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。
3番目の歳入歳出差引額は、404万831円。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額も404万831円となっております。

々 続きまして、「議案第60号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。
決算書の1ページをお開きください。
まず、歳入でございますが、調定額、5千565万3千524円に対しまして、収入済額は、5千553万3千764円で、収入未済額については、11万9千760円となっております。
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。

番外高砂会
計室長

支出済額は、5千553万3千764円。不用額は、5万236円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。

歳入歳出差引額、0円が実質収支額となります。

以上が、令和2年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出の決算額であります。

財産に関する事項につきましては、議案第56号の48ページ以降、公有財産、物品、債権、基金ごとの調書に、令和2年度中における増減明細を載せております。

また、普通会計決算状況、主要施策の成果、川本町総合戦略効果検証、健全化判断比率、資金不足比率を添付しております。

川本町監査委員による、川本町歳入歳出決算審査意見書につきましては、「議案第60号」の後に添付しておりますので、ご確認願います。

なお、各会計ごとの詳細につきましては、後ほど設置予定の、決算特別委員会において説明させていただきます。

々

以上、令和2年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算についての概要説明とさせていただきます。

ご審議を賜り、原案どおり認定していただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

なお、決算審査意見書の報告については、後ほど設置予定の決算特別委員会において、監査委員より報告をいただくことにしております。

々

次に、日程第18、「議案第61号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

「議案第61号、邑智郡総合事務組合理約の変更について」ご説明いたします。

この議案は、邑智郡総合事務組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

資料の新旧対照表をご覧ください。

別表の2-1の注釈のただし書き、「人事給与システムについては、美郷町は除く」とあるものを削るものです。人事給与システムにつきましては、これまで川本町と邑南町のみ共同処理でした。令和4年2月から美郷町も加わることとなったため、規約を変更するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第19、「議案第62号」から、日程第20、「議案第63号」について説明を求めます。

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第62号、権利の放棄について」ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本町が有する権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものであります。

放棄する権利の内容は「水道料金に係る債権」で、A氏に係る平成25年8月から平成26年10月までの水道料金53,485円。本案件について平成25年7月に給水停止を行い、分納誓約書が提出されたため、給水を開始しましたが、転出後に住所が不明のため未納となっております。B氏に係る平成28年11月から平成29年1月、平成29年3月及び6月の水道料金12,255円。本案件について転出後に住所が不明のため未納となっております。

放棄する理由でございますが、時効が到来したもので、債務者の所在が不明であり、権利を回収する見込みが無くなったためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第63号、町道路線の認定について」ご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定するものであります。今回は2路線でございます。

変更認定する路線は、起点の変更は無く、終点、川本町大字川本2959番5、延長3,198.5m、幅員が3.7mから10.8mの中倉日向線でございます。中倉日向線につきましては、道路改良工事完成に伴い、延長及び終点の変更でございます。平面図を添付しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、認定する路線は、起点、川本町大字多田2786番12、終点、邑智郡美郷町港1107番1、延長1,087m、幅員が3mから22.9mの多田港線でございます。県道川本波多線多田トンネル工事に伴う、島根県から旧道路敷を町へ移管されたことにより、町道として認定するものでございます。道路法第8条第3項に市町村の区域を越えて市町村道の路線認定ができることされており、関係市町村長の承諾を得なければならないと定められております。そのため関係市町村である美郷町の承認を得ております。こちらにつきましても、平面図を添付しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

- 議 長 次に、「議案第54号、令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についての質疑を行います。質疑はありますか。
（「……………」）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第55号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての質疑を行います。質疑はありますか。
（「……………」）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 「議案第61号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」の質疑を行います。質疑はありますか。
（「……………」）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 「議案第62号、権利の放棄について」の質疑を行います。
質疑はありますか。5番木村議員。
- 5番 ちょっとお尋ねします。この滞納整理の関係で、同じ公共料金ですね、電気ガス等との関係をというような連絡会議、滞納整理等共通情報共有するようなのはありませんか。ですから、水道以外に同じようにこの方は電気・ガスも滞納というのを想定されますが、その件について。
- 議 長 番外伊藤地域整備課長。
- 番外伊藤地域整備課長 先ずもって、電気・ガス・水道との連携というのは、今のところございません。水道につきましては、絶えずこのように督促なり伺ってですね、徴収の方を頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 5番木村議員。
自席での発言もマスクを外して発言してください。
- 5番 はい、すみません。ありがとうございます。あの他の市町村はですね、そういうふうな連絡会議等をですね、電話料金も一緒なんですけど、お持ちのところがあります。是非そういう事も検討していただいて、情報共有していただければ追跡調査等の関係も見やすいかなと思いますので、参考までによりしくお願いします。
- 議 長 他にありますか。2番中平議員。

2番
中平議員 このまま見ると平成25年8月から15件という（「立って、起立してください」議長の声）すみません。これを見ますと平成25年から26年10月までの間の15件という事は15ヶ月という事ですが、それから後の請求ですとか、請求の仕方ですとか、どういう恰好でやられておられるのかなど。例えば大きな負債・借金なんかですと私らの場合は内容証明付きの郵便を送らせていただいたりとか、そういう事もやってきたわけですが。それと徴収の請求の仕方もですが、それまでずっと止めずにいるというところもちょっと問題かなと思いますし、時効の関係があると言われましたけれども、この間、今回の議会に上げるまでのこの間の督促の状況とかがありましたら、ちょっと教えてください。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 この間までの徴収の仕方についてお尋ねがございました。これまでにつきましても、いろいろな方面を使ってですね、所在の判明を行ってきたわけでございますけれども、どうしても郵送で送りますと宛先不明で全て返ってきておりますので、このような状況になったわけでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。他にありますか。
 （「・・・・・・・・」）
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第63号、町道路線の認定について」の質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 （「・・・・・・・・」）
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 以上をもって、全体審議、質疑を終了いたします。

々 これより、全協を終えて、本会議に入ります。 （午前11時12分）

々 次に、日程第21、「決算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題といたします。

々 お諮りいたします。
 お手元に配布してあります「議案第56号」から「議案第60号」に関しては、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますが、定数9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに令和2年度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査をする事が出来ることにいたしたいと思

- 議長 ますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって本件につきましては、9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに「決定」いたしました。
- 々 ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、全議員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ決定していただいておりますので、その結果をご報告します。
- 々 委員長に6番石川議員、副委員長に5番木村議員、以上のとおり、正副委員長に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 そうしますと、正副委員長は、そのように選任されました。
- 々 次に、日程第22、「陳情第1号」の件を議題といたします。
- 々 本日まで受理いたしました陳情は、お手元に配布しております「陳情文書表」のとおりであります。
- 々 会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご報告をいたします。
- 々 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
(午前11時15分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内

容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員